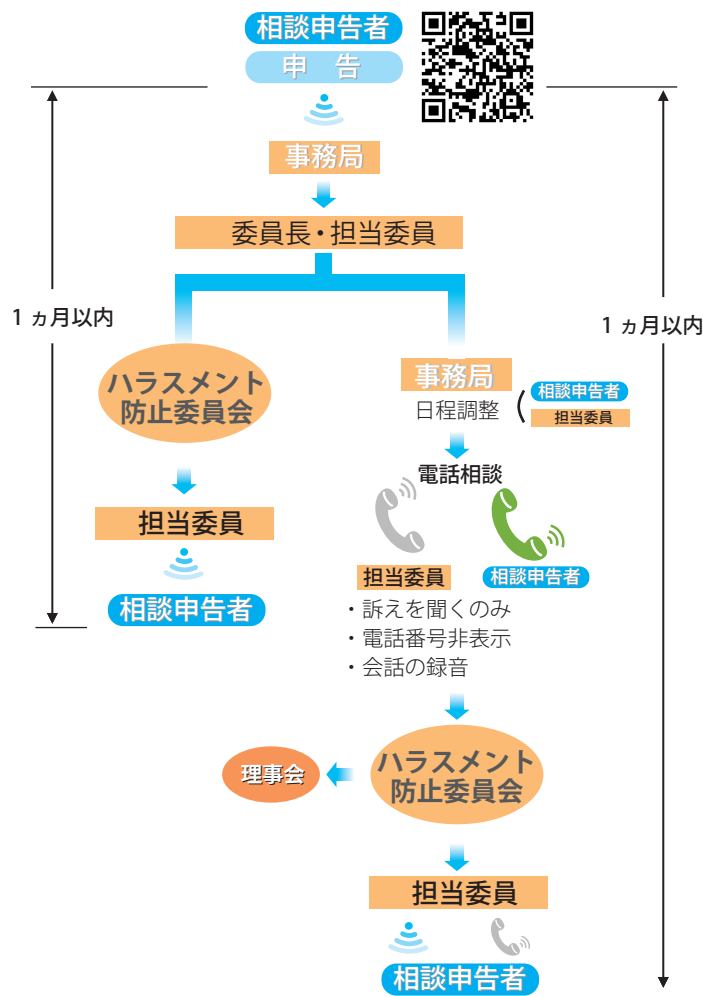


ハラスメント被害申し立てと対応手順



★ハラスメントに関する相談は、学会ホームページの相談申告票の送信により受け付けます。

★相談員は、必要に応じて電話で事案について聞き取りをします。

★ハラスメント防止委員会は、聞き取り内容に基づき調査などで問題の解決を図ります。解決に至らない場合、必要な対応を常任理事会に提案します。

日本顎咬合学会はハラスメントを防止するための努力を惜しみません。

日本顎咬合学会のハラスメント防止・対応策

- ① ハラスメント被害を受ける人の身になって、
・・・予防のための啓発活動
- ② 関係者のプライバシーに配慮した
・・・事態の把握のための相談活動
- ③ 実害が出ることを未然に防ぐ
「起きた／起きている」と判断された場合の・・・速やかな対処
- ④ ハラスメントを受けた人の、
・・・その後の学会活動・学会業務を安全に行うための方策

ハラスメント防止委員会が、ハラスメントの事実を認定した場合、被害の拡大を防止するために必要な措置を速やかに講じます。その際、被害を受けている人のプライバシーに十分配慮し、加害者と判断される者に対する対応を常任理事会に依頼します。

Let's
stop
the
harassment.

ハラスメント防止のために

人権と尊厳を守るために
学会活動におけるハラスメントを許しません。

どこでの行為？

- 学会における全ての活動、理事長および理事や事務局などにおける活動、委員会活動、事務局への問合せや諸手続き、学会が主催するシンポジウムなどの活動、事務職員の職務上の活動。
 - 会員同士、事務局員同士、会員と事務局員だけでなく、会員や事務局員と外部の人や組織にかかわる行為。
- ※日本顎咬合学会内の事案が対象となります。

どんな行為？

- 行為には、電話、手紙、電子メールによる言動を含みます。
- 直接の行為だけでなく、個人情報や噂の流布
- 相手の人権や尊厳を侵害するすべての言動

何がハラスメント？

- ハラスメントになるか否かの判断

ポイント；受け手が、どのように感じたか

ポイント；職務上の権限や地位などの権力を背景にした言動

ハラスメントの例



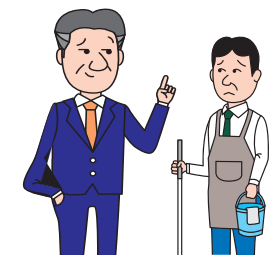
身体的苦痛を与える行為
傷害や不利益を与える行為



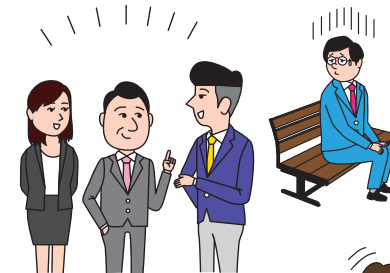
精神的苦痛を与える行為



過大な要求



過小な要求



人間関係からの切り離し



プライバシーの侵害